

静岡県障害者文化芸術活動支援センター運営事業委託仕様書

1 事業名

静岡県障害者文化芸術活動支援センター運営事業

2 事業の目的

障害のある人の文化芸術活動を振興するため、「静岡県障害者文化芸術活動支援センター みらーと（以下、「みらーと」という。）」を設置し、文化芸術活動に取り組む障害のある人やその家族及び支援者、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等（以下、「事業所等」という。）並びに文化施設等を支援する。

また、障害のある人の文化芸術活動の普及を通して、障害のある人の社会参加と、障害や障害のある人に対する県民の理解促進を図る。

3 履行期間

契約の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 委託する業務の内容

みらーとは、静岡県全域を支援の対象とし、以下の業務を行うものとする。

(1) 支援コーディネーター及び専門アドバイザーの配置

ア みらーとに、業務の遂行に必要な知識及び経験を有する支援コーディネーター及びアートディレクターを配置する。

イ 県東部地区及び西部地区に、それぞれ支援拠点（以下「支援拠点」という。）を設置（地区担当支援コーディネーターを配置）する。地区担当支援コーディネーターにおいては、必要に応じて相談若しくは問合せ等に対応するほか、担当地区内における訪問調査及びネットワークの構築、ワークショップの開催等を行う。

(2) みらーとの運営

ア 相談支援

(ア) 文化芸術活動に取り組む障害のある人や事業所等からの支援方法、権利の保護、作品の記録及び保存等に関する相談等を広く受け付け、関係機関の紹介や専門的知見によるアドバイスを行う。

(イ) 相談者のニーズや相談内容に応じて、みらーとへの来所による相談又は電話若しくは電子メール等による相談に対応するほか、必要に応じて相談者のもとを訪問し対応するとともに、相談記録をデータベース化する等、随時整理し保存する。

(ウ) 支援拠点においては、来所による相談対応を週 1 日程度行う。

イ 情報収集・発信

(ア) 展示会や公演等のイベント情報をはじめ、県内外で活躍する障害のあるアーティストの情報等、文化芸術活動に関する情報を収集・発信する。

(イ) 障害者芸術文化活動広域支援センター（以下、「ブロックセンター」という。）

及び連携事務局と連携し、静岡県外の活動の情報収集・発信にも努める。また、ブロックセンター若しくは連携事務局等が主催する会議や研修会等に積極的に参加し、他都道府県の支援センター及びブロックセンター等の関係者との意見交換・情報共有に努め、みらーとが提供する各種支援の質の向上を図ること。

- (ウ) 静岡県内の障害のある人の文化芸術活動の実態を把握するため、事業所等に広く調査を実施し、併せて作品や作者の発掘も行う。また、ワークショップの開催等を通じて、アーティストの発掘及び育成を図る。
- (エ) 静岡県内の既存の取組等を掘り起こし、静岡県文化プログラムの認証につなげるための調整等を行う。

ウ ネットワークの構築（協力委員会の設置）

- (ア) 障害のある人の文化芸術活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、福祉や文化芸術活動の専門家、事業所等や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、障害のある人やその家族及び地域住民等、分野や領域を超えて様々な関係者とネットワークを構築する。
- (イ) みらーとが提供する支援の質の向上のため、ネットワーク間での意見交換や情報共有を図るとともに、事業の協力体制を整備する。

エ 発表等の機会創出

- (ア) 関係者のネットワークを活用しつつ、地域の障害のある人が参加する展示・公演・体験等の機会を提供する。
- (イ) 実施にあたっては、既存の取組を拡充する等、実施方法は適宜工夫して差し支えないほか、地域の障害のある人や地域住民が参画しやすい仕組みを検討し、実施する。また、県内全域で機会の提供を図るため、県中部地区のほか、地区担当支援コーディネーターが中心となり、各地区においても、地域の障害のある人が参加する展示・公演・体験等の機会を提供すること。
- (ウ) その他、美術作品の展示場所及び舞台芸術等に取り組める場所等の開拓に努めること。

オ 支援人材の育成

- (ア) 多様な分野で文化芸術活動に関わる者に対して、支援方法及び著作権等の権利保護等に関する研修並びに体験プログラムを提供し、障害のある人の文化芸術活動を支援する人材の確保及び育成を図るほか、文化芸術活動に関する様々な分野をつなぐ人材の育成にも努める。
- (イ) 実施にあたっては、県内全域で支援人材を育成するため、県中部地区のほか、地区担当支援コーディネーターが中心となり、各地区においても研修並びに体験プログラム等を提供すること。

カ 障害者芸術応援隊

- (ア) 障害の有無に関わらず、文化芸術活動に取り組む者で障害や障害のある人に理解のある者を「障害者芸術応援隊（以下、「応援隊」という。）」を選定し、障害のある人の文化芸術活動の振興を図る。

- (イ) 事業所等に応援隊を派遣し、実技指導やワークショップ等の出前講座を開催する。
- (ウ) みらーとのホームページで応援隊を紹介するなどし、文化芸術活動に取り組む障害のある人やその支援者等が、応援隊の派遣依頼等をしやすい環境を整備する。
- (エ) 応援隊の派遣に係る調整や、謝金及び旅費等の支払いに関する事務を行う。

キ 関連事業との連携

- (ア) 「全国障害者芸術・文化祭」並びに「静岡県障害者芸術祭（全国障害者芸術・文化祭サテライト開催事業）」及び「静岡県文化プログラム」との連携・協力を図る。
- (イ) 本事業で実施する各種取組について「静岡県文化プログラム」及び「東京 2020 参画プログラム」、「beyond2020 プログラム」の認証を取得するための申請を行うほか、他団体が主催する文化芸術活動についても、これらのプログラムの認証を取得するための申請の支援を行い、連携を図る。

(3) 業務実施状況の報告

- ア 相談の受付件数及び訪問調査の実施回数等、業務の実施状況について定期的に報告し、県と業務の進捗状況の共有を図ること。また、発表若しくは体験の機会を創出した際や、支援人材の育成に係る研修等を開催した際には、都度、実施状況及び実績を報告すること。
- イ 本事業の実績をとりまとめ、報告書を作成する。また、実施成果について、東海・北陸ブロックセンターへ報告する。
- ウ 報告書の仕様は、原則B 5 版 50 頁程度とし、500 部程度作成するものとする。

(4) その他事業実施に係る事務

- ホームページ等を活用し、本事業に係る各種取組及びみらーとの活動等に関する広報を行う。また、その他本事業の実施に係る各種事務を行う。

5 センターの施設設備等

(1) みらーとの管理及び運営

- ア 業務の遂行に必要な施設設備は、受託者が設けるものとする。業務上支障が生じないと見込まれる場合は、受託者が保有又は借用する既存の施設設備と兼ねて差し支えない。また、委託費により取得した動産（取得価格が1品 100,000 円以上のもの及びパーソナルコンピュータ）については、事業終了後、県に引き渡すものとする。なお、平成 31 年度事業受託者が翌年度も引き続き本事業を受託する場合は、動産の引渡しは要さない。
- イ 相談対応等に使用する施設設備については、プライバシーや秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

(2) 業務実施時間等

ア みらーとの業務時間

午前 9 時から午後 5 時まで

ただし、利用者の便宜を図る等必要があると認められる場合は、県と協議して

これを変更することができる。

イ みらーとの休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及び管理運営上の理由により県が認める日。ただし、利用者の便宜を図る等必要があると認められる場合は、県と協議してこれを変更することができる。

(3) 利用料

みらーとの利用料は無料とする。ただし、4 (2) エ（発表等の機会創出）及び 4 (2) オ（支援人材の育成）、4 (2) カ（障害者芸術応援隊）に係る費用については、その全部または一部を利用者の負担とすることができる。

6 職員の責務

受託者、みらーとの職員及び職員であった者は、業務遂行にあたり、利用者等のプライバシーに十分配慮するとともに、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 本事業は、県の委託事業として行うため、本事業で制作された成果物及び著作権等は原則として静岡県に帰属するものとし、その詳細については県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。
- (2) 受託者は、業務上作成した帳簿書類（会計帳簿書類、業務記録簿、職員の出勤簿等）を事業実施年度終了後 5 年間保存するものとする。
- (3) 県が受託者に委託料として支払う金額のほか、上記実施に伴い生じる一切の経費は、受託者の負担とする。
- (4) 障害者差別解消法（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条の規定に基づく地方公共団体職員対応要領により、同法第 7 条の規定による「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」に準じた対応をすること。
- (5) 本仕様に定めのない事項については、県と協議するものとする。